

この規定は、お客様と株式会社七十七銀行・株式会社七十七カード・株式会社ジェーシービーとの間の取り決めについて定めるものです。

七十七キャッシュ・クレジットカード規定（ＪＣＢ）

第１条（七十七キャッシュ・クレジットカード）

（１）七十七キャッシュ・クレジットカード（以下「本カード」といいます。）とは、株式会社七十七銀行（以下「当行」といいます。）の普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じ。）のキャッシュカード（ただし「７７キャッシュカード規定」所定の代理人カードは除くものとします。）としての機能（「７７キャッシュカード規定」により定められた機能をいい、以下「キャッシュカード機能」といいます。）と、株式会社七十七カード（以下「当社」といいます。）および株式会社ジェーシービー（以下「ＪＣＢ」といいます。）のクレジットカード（ただし「ＪＣＢカード会員規約」所定の家族カードおよびリボカードは除くものとします。）としての機能（「ＪＣＢカード会員規約」により定められた機能をいい、以下「クレジットカード機能」といいます。）を一体化し、双方の機能を１枚で提供するカードのことをいうものとします。なお、本カードの表面には、「７７キャッシュ・クレジットカード」と表示するほか、氏名（ローマ字表示）、クレジットカード機能の会員番号・有効期限およびキャッシュカード機能の普通預金口座番号等が表示されるものとします。

（２）「普通預金規定」、「７７キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」、「ＪＣＢカード会員規約」および「七十七キャッシュ・クレジットカード規定」（以下「本カード規定」といいます。）等を承認のうえ、当行、当社およびＪＣＢに本カードの利用を申込み、当行、当社およびＪＣＢが認めた者（以下「利用者」といいます。）に対し、当行、当社およびＪＣＢは「７７キャッシュカード規定」により発行されるキャッシュカード（以下「７７キャッシュカード」といいます。）および「ＪＣＢカード会員規約」により発行されるクレジットカード（以下「ＪＣＢカード」といいます。）に代えて、本カードを発行するものとします。

（３）クレジットカード機能の利用代金を決済する預金口座（以下「決済口座」といいます。）は、当該本カードの普通預金口座とするものとします。

第２条（本カードの所有権）

（１）本カードの所有権は当行および当社に帰属するものとし、当行および当社が本カードを利用者に貸与するものとします。

（２）本カードを貸与された利用者は、直ちに当該カードの署名欄に自署するものとします。

（３）利用者は善良なる管理者の注意をもって本カードの使用・保管・管理を行うものとします。また、利用者は本カードを他人に譲渡、質入れしてはならず、また、他人に貸与、占有または使用させることはできないものとします。

第３条（既存のＪＣＢカードの取扱い）

(1) 第1条第2項に基づいて本カードが発行された場合において、利用者が本カードに一体化されたJCBカードと同一種別のJCBカード（以下「旧同種JCBカード」といいます。）を既に貸与されている場合には、本カードが発行された日から1ヶ月経過した日以降の当社およびJCB所定の日に旧同種JCBカードは無効となるものとします。なお、旧同種JCBカードに付帯する家族カードおよびリボカードは、本カードの発行と同時に、自動的に本カードに一体化されたクレジットカード機能に付帯することになるものとします。

(2) 利用者は、本カードの貸与を受けたときは、速やかに旧同種JCBカードをハサミ等で裁断のうえ、破棄してください。

第4条（本カードの発行）

本カードの発行は、当行および当社がJCBに委託して行うものとします。またJCBはJCBが指定する第三者に委託できるものとします。

第5条（本カードの取扱い）

(1) 利用者は、預入れ・払戻し・振込・振替・現金の借受等の取引が可能な機器（以下「自動機」といいます。）において本カードを利用する場合は、本カード表面に記載されているカード挿入方向の指示に従って、キャッシュカード機能とクレジットカード機能を使い分けするものとします。

(2) 利用者が、本カードのデビットカードとしての機能（「デビットカード取引規定」により定められた機能をいいます。）およびクレジットカード機能の両機能を使用できる加盟店において本カードを利用してショッピングを行う場合には、本カード提示の際に、いずれの機能を利用するかについて、当該加盟店に申告するものとします。

(3) 第1項および第2項において利用者の過失により使用方法を錯誤した場合に生ずる不利益・損害等については、利用者の負担とし、また利用者は、利用者の過失により使用方法を錯誤した場合の取引に基づく債務についての支払義務を免れないものとします。

第6条（本カードの有効期限）

(1) 本カードの有効期限は、当行、当社およびJCBが指定するものとし、カード表面に表示した月の末日までとします。

(2) 当行、当社およびJCBは、カード有効期限までに退会の申出がなく、かつ、当行、当社およびJCBが引き続き利用を認めた場合、有効期限を更新した新たな本カード（以下「更新カード」といいます。）を発行し貸与するものとします。

(3) 更新前の本カードのキャッシュカード機能は、利用者が更新カードのキャッシュカード機能を利用した以後、失効するものとします。

(4) 利用者は、更新カードの貸与を受けたときは、速やかに更新前の本カードをハサミ等で裁断のうえ、破棄してください。

第7条（紛失・盗難等）

(1) 利用者は、本カードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下「紛失・盗難等」といいます。）にあった

場合には、直ちにその旨を当行と当社またはＪＣＢに通知し、最寄りの警察署に届出を行うものとします。

（２）紛失・盗難等の通知を当行が受けた場合には、当行がキャッシュカード機能を停止するものとします。また、紛失・盗難等の通知を当社またはＪＣＢが受けた場合には、当社またはＪＣＢがクレジットカード機能を停止するものとします。

（３）前項にかかわらず、当行、当社またはＪＣＢのいずれか１社に通知があった場合、任意に当行がキャッシュカード機能を、当社またはＪＣＢがクレジットカード機能をそれぞれ停止することができるものとします。これに伴う不利益・損害等については、当行、当社およびＪＣＢは責任を負わないものとします。

（４）利用者は、本カードが紛失・盗難等にあった場合には、第１項の通知のほか当行に所定の書面により届出を行うものとします。この届出前に生じた損害については、当行は責任を負わないものとします。

（５）本カードの紛失・盗難等により生じた損害の処理および、キャッシュカード機能に関わる損害については、「７７キャッシュカード規定」が、クレジットカード機能に関わる損害については、「ＪＣＢカード会員規約」がそれぞれ適用されるものとします。

第８条（届出事項の変更）

（１）住所、氏名、電話番号、勤務先等に変更があった場合または決済口座を変更する場合には、利用者は遅滞なく当行に所定の書面により届出を行うものとします。利用者が届出した変更事項は、当行から当社およびＪＣＢへ連絡し、これをもって「ＪＣＢカード会員規約」に定める届出があったものとします。

（２）クレジットカード機能の暗証番号を変更する場合には、利用者は遅滞なく当社およびＪＣＢに所定の書面により届出を行うものとします。

（３）第１項のうち氏名に変更があった場合または決済口座を変更する場合には第１２条所定の再発行手続きがとられるものとします。

第９条（本カードの機能分離等）

（１）利用者は、本カードについて次のことを行う場合には、当行に所定の書面により申込または届出を行うものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社およびＪＣＢへ送付し、これをもって利用者から当社およびＪＣＢに対する本項の申込または届出があったものとします。なお、この場合、本カードを分離するか、本カードの機能のいずれか一方または双方が利用できなくなります。

- ①本カードのキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、７７キャッシュカードとＪＣＢカードの発行を希望する場合
- ②本カードのキャッシュカード機能の利用を取り止め、ＪＣＢカードの発行を希望する場合
- ③本カードのクレジットカード機能の利用を取り止め、７７キャッシュカードの発行を希望する場合
- ④本カードのキャッシュカード機能とクレジットカード機能の両方の利用を取り止める場合
- ⑤決済口座を当行以外の金融機関の口座に変更する場合

⑥決済口座を解約する場合

(2) 前項の場合、当該本カードを当行に提出するものとします。なお、新たに77キャッシュカードまたはJCBカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能およびクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行、当社およびJCBは責任を負わないものとします。

(3) 第1項の①、③、⑤については、利用者の申出に基づき当行が77キャッシュカードを発行するものとします。

(4) 第1項の①、②、⑤については、当社およびJCBが審査のうえ、承認した場合にのみJCBカードを発行するものとします。

(5) 第1項の⑥については、利用者が当社およびJCB所定の方法によりJCBカードの発行申込みをし、当社およびJCBが審査のうえ、承認した場合にのみJCBカードを発行するものとします。

第10条（本カードの種別変更等）

(1) 利用者は、本カードのクレジットカード機能のうちJCBカード種別の変更を申込む場合は、当行に所定の書面を提出するものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社およびJCBに送付し、これをもってJCBカード種別の変更が当社およびJCBにあったものとします。

(2) 前項に基づいて、新たに本カード（以下「新本カード」といいます。）が発行された場合には、利用者が貸与されていた本カードのクレジットカード機能については、当社およびJCBが新本カードを発行することを認めた日より2ヵ月経過した日以降の当社およびJCB所定の日に失効するものとします。

(3) 種別変更前の本カードのキャッシュカード機能は、新本カードが交付されるまでの間、利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行は責任を負わないものとします。なお、新本カードの貸与を受けたときは、速やかに種別変更前の本カードをハサミ等で裁断のうえ、破棄してください。

第11条（クレジットカード機能の利用停止等）

(1) 利用者が本規定または「JCBカード会員規約」に違反もしくは違反するおそれがある場合には、当社またはJCBは利用者あてに事前に通知・催告することなく、会員資格を取消することができるものとします。

(2) 当社またはJCBが前項により会員資格の取消を行った場合には、同時にキャッシュカード機能が利用できなくなります。この場合、当行は当行所定の77キャッシュカードを発行するものとします。

(3) 当社またはJCBが第1項により会員資格の取消を行った場合、当行から新たに当行所定の77キャッシュカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行、当社およびJCBは責任を負わないものとします。

(4) 当社またはJCBが第1項により会員資格の取消を行った場合には、当行、当社およびJCBは利用者あて事前に通知・催告等を行うことなく当行、当社およびJCBの自動機や加盟店等を通じて、それぞれの判断で本カードを回収することができるものとします。利用者は、当行、当社およびJCB

のいずれか1社から本カード回収の要求があったときには、異議なくこれに応じるものとします。

第12条（カードの再発行等）

（1）本カードの再発行を申込むときは、当行に所定の書面を提出するものとします。利用者が提出した書面の全部または一部については、当行から当社およびＪＣＢに送付し、これをもって「ＪＣＢカード会員規約」に定める届出があったものとします。

（2）前項の場合、当該本カードを当行に提出するものとします。なお、新たに７７キャッシュカードまたはＪＣＢカードが交付されるまでの間、利用者はキャッシュカード機能およびクレジットカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当行、当社およびＪＣＢは責任を負わないものとします。

（3）当行、当社およびＪＣＢが第1項に定めるカードの再発行に応じるときは、当行、当社およびＪＣＢが所定の手続きをした後に再発行します。

（4）利用者は当行および当社所定の再発行手数料の請求があった場合には、当該請求金額を支払うものとします。

第13条（既存の７７キャッシュカードの取扱い・クレジットカード機能の提供を認めない場合の７７キャッシュカード発行）

（1）本カードの申込み前に、既に発行されている７７キャッシュカードは、本カードのキャッシュカード機能を初めて利用した以後、失効するものとします。この場合、利用者は速やかに７７キャッシュカードをハサミ等で裁断のうえ、破棄してください。

（2）当社およびＪＣＢがクレジットカード機能の提供を認めない場合、当行は本カードの申込みの内容を問わず、当行所定の７７キャッシュカードを発行するものとします。

第14条（規定の準用）

（1）本規定に特段の定めがない場合は、本カードのキャッシュカード機能については、「普通預金規定」、「７７キャッシュカード規定」、および「デビットカード取引規定」等を、クレジットカード機能については「ＪＣＢカード会員規約」等を準用するものとします。

（2）本規定、「普通預金規定」、「７７キャッシュカード規定」、「デビットカード取引規定」および「ＪＣＢカード会員規約」等の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

第15条（本規定の変更等）

（1）本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化等相当の事由がある認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表の他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

（2）（1）の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

（2020年6月）